

議案第一七号

公営三朝子スホスル使用貸借契約の締結について

公営三朝子スホスル使用貸借契約

を別紙の通り締結

する

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長

坂

出雅

己

昭和卅八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



写

使用貸借契約書

鳥取県知事石坂二郎（以下「甲」という。）と三朝町長坂出雅己（以下「乙」という。）との間に、

県有建物の貸借について次の事項を契約する。

（貸し付ける物件）

第一条 貸し付ける物件は、次のとおりとする。

東伯郡三朝町三徳字留坊一〇五七番地内所在

補強コンクリートブロック二階建一部（敷地面積五五平方メートル）（付属設備（電気・給水・給湯・排水設備一式）を含む。）

（使用目的）

第二条 公営ユース・ホテルとして利用に供すること。

（貸付期間）

第三条 貸付期間は、昭和三十八年九月二日から昭和四十二年三月三十一日までとする。

(貸付料)

第四条 貸付料は、無償とする。

(原状変更)

第五条 乙は、甲の事前の文書による承諾を得なければ、貸付物件の原状を変更することができない。

(転貸等の禁止)

第六条 乙は、貸付物件を担保に供し、又は転貸してはならない。

(保存行為のための立入)

第七条 甲は、貸付物件の保存行為のため、貸付物件内に立ち入ることができる。

(管理義務)

第八条 乙は、貸付物件を使用するにあたり、善良な管理者としての注意をもつて管理を行き義務を負うものとする。

2. 乙は、貸付物件が滅失し、損傷し、又は滅失難にあったときは、すみやかにその状況を甲に通知しなければならない。

ならない。

3 乙は、その責に帰する事由により、貸付物件を滅失又はき損した場合は、自己の負担において原状に回復しなければならぬ。

4 貸付期間中における建物及び付属設備の維持管理に要する費用は、乙が負担することとする。

ただし天災地変その他不可抗力により、貸付物件に損害を受けた場合におけるその費用の負担については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

5 乙は、貸付物件に対して甲を保険金受取人とするを4条拾五万円の火災保険に加入し、その保険料を滞納することなく支払わなければならない。

(損害賠償)

第九条 乙は、その責に帰する事由により、貸付物件の全部若しくは一部を滅失又はき損したときは、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条第三項の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部

が補てんせられた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約解除)

第十條 甲は、貸付期間中であっても公用又は公衆の用に供する必要を生じたとき、又は貸付物件を直接管理し、使用し、又は処分する必要を生じたときは、この契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の契約解除によって生じた乙の損害については、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

- 3 乙が次の各号の一に該当する場合においては、甲は、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

- イ 貸付物件を使用目的以外の用途に供したとき。
- ロ 甲の承認を得ないで貸付物件の使用の権利を他の者に貸し付け、又は譲渡したとき。
- ハ 甲の承認を得ないで貸付物件の原状を変更したとき。
- ニ 貸付物件を故意に損壊し、又は差入させたとき。

亦 公衆の権利の私法上の権利を侵害したとき。

（その他契約の趣旨に反するものを認められたとき、及び甲が管理上必要と認められたとき。）

（原状回復）

第十一條 契約解除により貸付物件を返還する場合は、これにおいて変更した原形は、自費をもって回復するものとする。

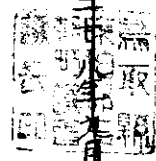
（雑則）

第十二條 この契約実施に必要な事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。



第十三條 この契約は昭和三十一年九月二日より効力を発するものとする。
右契約の証として本書裏通を作成し、記名押印して各自その巻通を保管するものとする。

昭和三十一年九月二日



甲

鳥取県知事

石 破 二 朗

印

乙

三朝町長

坂 出 稚 己

印